

社会福祉法人葉山町社会福祉協議会会長報酬規程

(総 則)

第1条 この規程は、社会福祉法人葉山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会長に対する報酬の支給に関し、必要な事項を定める。

(報酬の支払い)

第2条 会長報酬は、本人が指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬からその金額を控除して支払うものとする。

(報酬の額)

第3条 会長に対する報酬は、月額40,000円とする。

(報酬の支給日)

第4条 会長報酬は、原則として毎月24日に支払う。

(報酬以外の費用弁償)

第5条 会長が本会の職務のため町外に出張したときは、交通費の実費及び日額1,900円を支給し、宿泊を要する場合は一泊につき12,000円を支給する。

(新たに会長となった者の報酬)

第6条 月の途中で就任した会長に対する報酬は、当該会長の支給月額を全額支給するものとし、日割り計算は行わない。

(会長でなくなった者の報酬)

第7条 月の途中で退任した会長に対する報酬は、当該会長の支給月額を全額支給するものとし、日割り計算は行わない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。